

やまがた暮らしプチ体験事業（置賜地域） 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、やまがた暮らしプチ体験事業の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

- (1) 事業名 やまがた暮らしプチ体験事業（置賜地域）
- (2) 業務の内容 仕様書による
- (3) 委託の期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで
- (4) 提案上限額 金1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募資格に関する事項

(1) 応募の資格は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定に基づく更生及び再生手続をしていないこと。

- ⑧ 本提案に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けている者。

4 失格事由

提出された提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要領に定める資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が募集要領に定める要件に適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

5 企画提案書の提出等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 参加申込書（様式1号）	原本：1部 コピー：5部
② 事業者概要書（様式2号）	原本：1部 コピー：5部
③ 企画提案書（様式3号） ※提案は1者につき、1提案の提出までとする。 ※提案は全て企画提案書に記載すること。	原本：1部 コピー：5部
④ 見積書（様式4号）	原本：1部 コピー：5部
⑤ 過去2年以内において、国または地方公共団体から受託して実施した類似の業務の契約の写し	1部

(2) 提出・問合せ先

山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課 関係人口創出拡大担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁6階）

電 話：023-630-2371

F A X：023-630-2130

Eメール：ychiikikatsuryoku#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。

(3) 提出期限

① 提出書類①及び②

令和7年6月5日（木）午後5時（必着）

② 提出書類③から⑤まで

令和7年6月19日（木）午後5時（必着）

(4) 提出方法

(2)「提出・問合せ先」まで、持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

(5) 参加辞退

提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

6 プロポーザル方式に係る評価基準等

審査要領の「2 審査の視点及び採点基準」及び「3 その他」のとおり。

7 最優秀提案者の決定方法

(1) 山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課が設置する選定委員会の審査により、各委員の評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

(2) 前号の審査は、原則、書類のみで行い令和7年6月（予定）に実施する。審査にあたり、提案者へ質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

(3) 提案者が1者のみの場合も、各委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(4) 審査結果は全ての応募者に対して通知する。

(5) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8 企画提案書作成等に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和7年6月5日（木）午後5時までとする。

(2) 質問・問合せ方法

企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に関する質問書（様式第5号）」により行うものとする。質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「企画提案（やまがた暮らしプチ体験事業（置賜地域）業務委託）への問合せ」として5の(2)「提出・問い合わせ先」あてに提出すること。

(3) 質問書に対する回答

申請様式を受領した事業者全員に電子メールで送付する。ただし、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

9 契約等

(1) 契約締結

① 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

② 採択された提案等については、採択後に山形県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

③ 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は、最優秀提案者が失格事由に該当し、失格することが後日明らかになった場合は、その者と契約の手続きを行わず、審査会において次点の評価を受けた者と業務委託契約の締結に係る手続きを行うことがある。

(2) 契約保証金

山形県財務規則第134条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第135条第3項に該当する場合は全額又は一部を免除する。

10 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは応募者が行うものとする。
- (3) 最優秀提案者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容と仕様書と合わせて、原則として契約時の実施仕様書に反映するものとする。ただし、本事業の目的達成のため必要な範囲において、最優秀提案者との協議により契約締結段階において内容の追加、変更及び削除を行うことがある。従って、最優秀提案者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- (4) 提出書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 採用した提案書の著作権は山形県に帰属するものとする。
- (7) この公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。